

障害者福祉システム等標準化検討会
合同ワーキングチーム（第2回）
令和5年11月24日 【資料3】

障害者福祉システム等標準化検討会 第2回合同WT

第2回WTの検討概要

令和5年11月24日
事務局提出資料

1. 第2回WTで検討する範囲について

○ 第2回WTで検討する範囲は以下のとおりとなります。

No	検討の論点	見直しの契機	関連箇所	
1	令和6年4月施行の障害者総合支援法等の一部改正の対応	制度改正	第3回WTで検討	
2	特別児童扶養手当証書の廃止に伴う対応(省令改正対応)	制度改正	資料4	本日の 検討範囲
3	公費負担医療のオンライン資格確認の対応	制度改正以外	資料5	
4	指定都市要件の「再検討」等について、必要な要件を追加	制度改正以外	指定都市要件検討 分科会で検討中	
5	検討の論点3で追加となった機能について、必要な機能を指定都市以外の市区町村へ適用	制度改正以外	第3回WTで検討	
6	指定都市要件の「成案」で、2.1版に反映済の機能(39件)について、必要な機能を指定都市以外の市区町村へ適用	制度改正以外	第3回WTで検討	
7	標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し	制度改正以外	資料3 2～13頁	本日の 検討範囲

なお、標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえた正誤対応は、検討事項ではありませんが、確認対象として記載しております。

※ 「(別添)障害者福祉システム標準仕様書【第2.1版】正誤表」に記載の内容は、「(別添)障害者福祉システム標準仕様書【第3.0版】案」に反映しております。

資料3
14～16頁

本日の
確認範囲

2. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(1/12)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・3.0版案の概要
1	<p>【検討課題一覧 No.9】</p> <p>8.自立支援医療(更生医療)</p> <p>8.5.統計管理機能 機能ID:0220915</p> <p>(別添様式2)自立支援医療における支給認定の状況の再掲である「食事療養標準負担額零円」については標準仕様書記載の管理項目、データ要件に相当する項目がないため、集計対象外としてよいかご教示いただきたい。</p> <p>以下資料において「食事療養費の免除に該当する場合は、その旨を受給者証及び管理票に記載すれば良いものとする」となっているが、現在の標準仕様書記載の管理項目、データ要件に相当する項目がないため、帳票への印字、集計することができないため</p> <p>※資料</p> <p>自立支援医療に係る生活保護移行防止策(生保減免)について 平成18年2月10日 厚生労働省障害保健福祉部精神保健福祉課 発出 https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shogaifukushi/old/documents/siryu9(4).pdf</p>	<p>管理項目「食事療養標準負担額零円該当」を追加しました。また、当該該当者については、自立支援医療受給者証、上限額管理票の帳票詳細要件へ食事療養費の免除に該当する旨を印字できるように記載を追加しております。</p> <p>なお、当意見は更生医療に関する意見ですが、育成医療、精神通院医療も同様に対応しております。</p> <p>○対応箇所 機能ID:0221275、0221284、0221292 帳票ID:0220169、0220175、0220184、0220188、220198、0220199 更生医療:02.自立支援医療受給者証(裏面)、08.自己負担上限額管理票 育成医療:02.自立支援医療受給者証(裏面)、06.自己負担上限額管理票 精神通院医療:02.自立支援医療受給者証、03.自己負担上限額管理票 ※上限額管理票は帳票レイアウトも変更しております。</p>
2	<p>【検討課題一覧 No.10】</p> <p>2.身体障害者手帳</p> <p>2.5.集計表作成機能 機能ID:0220269</p> <p>福祉行政報告例第14表の再掲である「糖尿病を主原因とする」については、標準仕様書記載の管理項目、データ要件に相当する項目がないため、集計対象外としてよいかご教示いただきたい。</p> <p>福祉行政報告例第14表の再掲である「糖尿病を主原因とする」は、現在の標準仕様書記載の管理項目、データ要件からは再掲不能なため。</p>	<p>福祉行政報告例第14表の再掲である「糖尿病を主原因とする」を集計できるように、管理項目「障害部位ごとの視覚障害(糖尿病主原因)該当フラグ」を追加いたしました。</p> <p>○対応箇所 機能ID:0220250 を欠番とし、0221263 を新たに追加</p>

2. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(2/12)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・3.0版案の概要
3	<p>【検討課題一覧 No.18】 帳票ID:0220105 福祉サービスの事務処理要領において、暫定支給対象者については決定通知書中に「支給決定期間のうち令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まででは暫定支給決定期間とする。」旨とともに、暫定支給決定期間中のアセスメントにより、サービス利用の継続による改善効果が見込まれない場合は支給決定を取り消すことがある旨を記載”することになっております。 現在の帳票詳細要件には本内容の記載が無いため、印字する必要があるれば、帳票詳細要件に記載して頂きたい。 なお、決定通知書内の「特記事項」は受給者証(六)面の特記事項の内容が印字され、「自由記載1」は印字内容がお客様により自由に設定可能な項目であるため、暫定支給の文言については別途印字領域を確保する必要があると考えます。</p>	<p>12.(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)支給(給付)決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書の特記事項欄へご意見の内容を印字できるように帳票詳細要件に見直しました。また、あわせて、帳票レイアウトの特記事項欄のサイズを見直しております。</p> <p>○対応箇所 帳票詳細要件、帳票レイアウト 帳票ID:0220105</p> <p>12.(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)支給(給付)決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書</p>

2. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(3/12)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・3.0版案の概要
4	<p>【検討課題一覧 No.23】</p> <p>障害者福祉システム間のデータ連携(身体・知的と精神保健)</p> <p>障害者福祉システム標準仕様書【第2.1版】に関連し質問いたします。</p> <p>当区のシステム構成は、仕様書P12にあるように、福祉システムにおいて、身体障害、知的障害、育成医療(一部)特別児童扶養手当、審査会システムなどに関する機能を健康管理システムにおいて、精神保健、育成医療(一部)に関する機能を異なるベンダのシステムで管理しています。</p> <p>そのため、障害者手帳の所持状況・等級などの情報がそれぞれのシステムで把握できる分しか確認できません。</p> <p>事務上、双方の情報がそれぞれのシステムで見られるのが望ましいと考えています。現在の機能別連携仕様では、サブユニットに関しての規定はありますが、上記のようなケースは規定されていません。</p> <p>サブユニットではない場合でも、手帳の所持情報等を互いのシステムに連携させるのは許容されるのでしょうか。</p> <p>障害者福祉システム同士との連携は想定されていないと思いますので、実装の可否、実装する場合の注意事項等があればご教示ください。</p> <p>【イメージ】</p> <p>I社福祉情報システム 身体・知的・特別児童扶養手当など</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p style="text-align: center;">(それぞれの手帳情報・等級情報を連携したい)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>N社健康管理システム 精神保健</p> <p>■機能別連携仕様で利用できそうな規定</p> <p>input : ????(代案「独自施策システムの連携」を準用し、必要な項目を持つ連携機能を用いて連携する)</p> <p>output: 庁内基幹業務システムへの情報提供のための連携インターフェース</p>	<p>精神障害者保健福祉手帳情報、自立支援医療(精神通院医療)、自立支援医療(育成医療)を健康管理システムとして利用する場合は、これらの情報を健康管理システムから障害者福祉システムに取り込む必要があるため、当該連携機能を追加いたしました。</p> <p>○対応箇所</p> <p>機能・帳票要件(01.障害者福祉共通)</p> <p>機能ID: 0221255、0221256、0221257 ※0220030の下の3つ</p>

2. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(4/12)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・3.0版案の概要
5	<p>【検討課題一覧 No.24】 障害者福祉_帳票詳細要件に示される条件記載について (別紙3)帳票詳細要件.pdf 帳票ID:0220155(高額障害児(通所・入所)給付費支給(不支給)決定通知書)について、通番14「本人支払額」の「印字編集条件など」欄に記載の「利用あり」「利用なし」の記載が逆転しています。</p>	<p>帳票ID:0220155(高額障害児(通所・入所)給付費支給(不支給)決定通知書)の通番14「本人支払額」の「印字編集条件など」欄の「利用あり」「利用なし」記載を修正しました。</p> <p>○対応箇所 帳票詳細要件 帳票ID:0220155 12.高額障害児(通所・入所)給付費支給(不支給)決定通知書</p>
6	<p>【検討課題一覧 No.26】 特別児童扶養手当 帳票ID:0220220 01.市町村 特別児童扶養手当受給資格者名簿(表面)の口座情報・手当月額について、口座情報は機能ID:0221162にて、手当月額は機能ID:0221164で機能標準オプションされていますが帳票詳細要件のシステム印字項目が実装必須となっています。管理項目が標準オプションであれば、印字項目も標準オプションではないでしょうか。</p>	<p>口座情報・手当月額は、市町村事務取扱準則様式2号で記載が必要となる事項であることから、標準オプション機能から実装必須機能に変更いたしました。</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(12.特別児童扶養手当) 機能ID:0221162を修正、0221165を修正し0221312を追加</p>
7	<p>【検討課題一覧 No.29】 医療型個別減免対象者の自動計算について 02.障害福祉システム標準仕様書【第2.1版】(別紙2)機能・帳票要件の機能ID:0228030について、「また、機能ID:0220628 は、医療型個別減免対象者の場合は自動計算の対象外とする。」とありますが、医療型個別減免対象者であっても機能ID:0220628の項目は自動計算が可能である認識です。そのため、「～自動計算の対象外としてもよい。」のような記載に変更いただけないでしょうか。 対象外にしなければならない理由がございましたらご教授ください。</p>	<p>機能ID:0228030の「また、機能ID:0220628 は、医療型個別減免対象者の場合は自動計算の対象外とする。」の記載を削除し、機能ID:022XXXXへ「医療型個別減免対象者の場合は自動計算の対象外とする。」を記載しました。</p> <p>○対応箇所 機能帳票要件 機能ID:0221273、0228040</p>

2. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(5/12)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・3.0版案の概要
8	<p>【検討課題一覧 No.32】</p> <p>障害者福祉システム標準仕様書第2.1版において、機能ID:0220040、0220041で、自立支援医療の更生医療、精神通院医療の他システムへのデータ連携を定めていますが、同じ自立支援医療である育成医療については定めがないようです。</p> <p>これは実務上必須機能ですので、標準仕様書に記載がなくても実装しても問題ないでしょうか。不可であれば代替手段をご教示ください。</p> <p>[質問の背景]</p> <p>本市では自立支援医療の資格情報を他システムへ連携しており、標準化後も同様に行う想定です。その中で、育成医療についてもデータ連携したいと考えております。</p>	<p>育成医療情報の他システムへの提供機能につきましては、これまで意見が無かったことから規定しておりませんでした。育成医療情報の他システムへの提供機能を標準オプション機能で追加いたしました。</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(01.障害者福祉共通) 機能ID:0221258(0220041の下の機能)</p>
9	<p>【検討課題一覧 No.35】</p> <p>精神障害者保健福祉手帳情報の連携について、機能要件では以下の照会機能が定義されています。</p> <p>【照会①】機能ID:0220035 障害者総合支援システムが、障害者福祉システムに照会</p> <p>【照会②】機能ID:0220036 審査会システムが、障害者総合支援システムに照会</p> <p>一方、提供機能としては、</p> <p>【提供①】機能ID:0220030 障害者福祉システムが、他システムやサブユニットに提供</p> <p>のみが定義されており、【照会②】に対応する機能要件(障害者総合支援システムが、審査会システムに提供する)がないため、機能要件の追加(あるいは機能ID:0220030の障害者総合支援システムの実装類型を◎にする?)が必要かと考えます。</p> <p>なお、身体障害者手帳情報・療育手帳情報にも同様のことが言えますので、同様に検討をお願いします。</p>	<p>審査会システムから障害者総合支援システムに対して手帳情報が照会された場合に、障害者総合支援システムから審査会システムに手帳情報を提供する機能が規定されていなかったため、以下の機能IDについて、障害者総合支援システムの実装区分を×から○に変更いたしました。</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(01.障害者福祉共通) 機能ID:0220028、0220029、0220030</p>

2. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(6/12)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・3.0版案の概要
10	<p>【検討課題一覧 No.36】</p> <p>「氏名優先区分コード」は、外国人住民に対して郵送物を送付する際の送付先氏名の記載方法を管理する項目、とのことですが、帳票の宛先以外の氏名欄においては適用外という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>基本データリスト(障害者福祉)の項目定義に、「外国人住民に対して郵送物の送付する際の氏名の記載方法を示すコード」との説明があるため。また、帳票詳細要件からは読み取ることができなかったため。</p>	<p>帳票の宛先部分の氏名欄のみに反映する機能を実装必須機能、手帳・受給者証・支給券等の本人が所持し利用する帳票の氏名欄にも反映する機能を標準オプション機能として追加いたしました。</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(01.障害者福祉共通) 機能ID:0221259、0221260</p>
11	<p>【検討課題一覧 No.40】</p> <p>8.自立支援医療(更生医療)</p> <p>8.5.統計管理機能</p> <p>機能ID:0220914、0220916 について</p> <p>集計根拠となるEUC機能要件と、集計数値の固定帳票印刷要件が混在しているため、別の要件として整理していただきたい。</p> <p>EUC機能要件と、固定帳票印刷要件は別の要件と考えられるため。</p> <p>「※集計数値は様式(固定帳票)で出力できること」の要件は、機能ID:0220913、0220915(※2 様式は問わない)のオプション要件として整理していただきたい。</p>	<p>機能ID:0220914、0220916 について、集計根拠となるEUC機能要件と、集計数値の固定帳票印刷要件は別の要件として分割しました。なお、育成医療、精神通院医療も同様の考え方から対応しております。</p> <p>○対応箇所 機能帳票要件 機能ID:0221280、0221281、0221282、0221283、0221288、0221289、0221290、0221291、0221297、0221298、0221299、0221300、0221301、0221302</p>
12	<p>【検討課題一覧 No.41】</p> <p>10.自立支援医療(精神通院医療)</p> <p>10.1.受給者台帳管理機能</p> <p>機能ID:0221022</p> <p>受給者証の出力は、標準オプション機能として頂きたい。</p> <p>自立支援医療受給者証(機能ID:0221049)は、標準オプション機能となっておりますが、機能ID:0221022は、「複数受給者証の出力」について、言及されており、実装必須となっているため。</p>	<p>機能ID:0221022は受給者証を出力する目的の機能ではなく、同一人物でも複数の医療行為があった場合、受給者番号を複数管理できることを目的とした機能であるため、実装類型は実装必須のままとし、受給者証の出力の文言を削除しました。なお、更生医療、育成医療も同様に見直ししております。</p> <p>○対応箇所 機能帳票要件 機能ID:0221276、0221285、0221293</p>

2. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(7/12)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・3.0版案の概要
13	<p>【検討課題一覧 No.42】</p> <p>10.自立支援医療(精神通院医療)</p> <p>10.1.受給者台帳管理機能</p> <p>機能ID:0221061</p> <p>「自立支援医療費支給認定申請書が出力できること。一括出力できること」という要件について、申請書の一括出力は機能ID:0221058「受給者証の更新について(お知らせ)」が出力できること。」の要件に記載していただきたい。</p> <p>自立支援医療費支給認定申請書の一括出力については、以下の意見によって追加されております。</p> <p>参考資料1_令和4年度下期全国照会の意見・集約一覧_05.自立支援医療関連.pdfのNo.44</p> <p>上記の「受給者証の更新について(お知らせ)」のセットで出力する運用を想定された意見によって本記載が追加されているので、申請書の一括出力と受給者証の更新について(お知らせ)は同じ機能IDに記載されるべきと考えるため。</p> <p>また一括出力できることが同じ機能IDで整理されていると、即時発行のみ実装することができないため(標準オプションの一部要件のみ実装が許可されていないため)</p>	<p>ご意見の内容を踏まえて、「受給者証の更新について(お知らせ)」と「自立支援医療費支給認定申請書」をセットで出力できるように、新規機能を追加しました。なお、当要件は更生医療でも同様のため、更生医療も同様に対応しております。</p> <p>○対応箇所 機能帳票要件 機能ID:0221279、0221296</p>
14	<p>【検討課題一覧 No.47】</p> <p>【022_障害者福祉_基本データリスト【第2.1版】.xlsx】のデータ項目ID:022-00175「再判定年月」に関する意見。</p> <p>再判定年月は未入力のものとする必要がないものを区別したいため「再判定年月を定めないフラグ」項目を追加していただくか、副本登録の療育手帳次回判定年月の仕様である「次回判定日が不要の場合は999912を指定する。」と同様の仕様とするなど、未入力のものとする必要がないものを区別できる仕様としていただきたい。</p>	<p>再判定の不要を管理できるように、「再判定不要フラグ」を標準オプション機能として追加いたしました。</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(03.療育手帳) 機能ID:0220328を修正し、0221267を追加</p>

2. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(8/12)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・3.0版案の概要
15	<p>【検討課題一覧 No.49】 (別紙2)機能・帳票要件.pdf (別紙3)帳票詳細要件.pdf 機能ID:0221138,0221139,0221141,0221142,0221143についてパラメタ設定により複数補装具を申請している場合に条件に合致する単位にまとめて1枚に印刷できることの記載があります。</p> <p>上記条件に加え、借受けについては補装具ごとに借受け期間が異なる場合を考慮し、借受け期間が同一である申請ごとに1枚にまとめる(借受期間が異なる場合は別用紙とする)認識で問題ないでしょうか。</p> <p>上記認識で問題ない場合はその旨要件資料に記載をお願いしますでしょうか。</p> <p>もし異なる借受け期間の申請も1枚の帳票にまとめる場合は、帳票内の借受期間や月額(最終月)の項目の印字制御(借受の印字パターン)を帳票詳細要件へ明記をお願いしますでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおりとなりますので、機能ID:0221138の「補装具費支給決定通知書」、0221139の「補装具費支給券」、0221142の「補装具費支給決定のお知らせ(事業者向け)」の「申請種別」の条件に借受けの場合の留意点を「要件の考え方・理由」欄に追記しました。</p> <p>○対応箇所 機能帳票要件 機能ID:0221307、0221308、0221309</p>
16	<p>【検討課題一覧 No.50】 (別紙3)帳票詳細要件-11.補装具-01.調査書 に「申請者氏名」がありますが、 (別紙2)機能・帳票要件、022_障害者福祉_基本データリスト【第2.1版】に該当項目がありません。</p> <p>追加予定でしょうか。</p> <p>もし追加予定でない場合、どの項目を出力すればよいでしょうか。</p>	<p>調査書において申請者を記載する必要性がないため、申請者氏名を削除しました。</p> <p>○対応箇所 帳票詳細要件、帳票レイアウト 帳票ID:0220211 01.調査書</p>

2. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(9/12)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・3.0版案の概要
17	<p>【検討課題一覧 No.51】</p> <p>機能ID(新):220231で「視力及び聴力の入力値より、障害部位ごとの等級を自動設定できること」と定義されているが、障害部位ごとの等級は視力および聴力の入力値のみでは判断しきれないため、弊社システムでは視力及び聴力の入力値および「障害部位ごとの障害内容」から障害部位ごとの等級を自動設定する機能を設けており今後も必要な機能と認識している。「障害部位ごとの障害内容」からも障害部位ごとの等級を自動設定できる旨を標準仕様に追加していただきたい。</p> <p>また、障害部位ごとの障害内容は自治体ごとに任意のコードを設定可能であるため「ベンダの実装範囲の機能」として自治体ごとに異なる条件での判定を許容する仕様としていただきたい。</p>	<p>ご意見の内容を踏まえて、既に対応済の機能の実装も可能となるように、機能ID:220231 ※2の記載に「なお、視力及び聴力の入力値のみならず、「障害部位ごとの障害内容」等の管理項目も含めて障害部位ごとの等級を自動設定することは、ベンダの実装範囲で可とする」を追加いたしました。</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(02.身体障害者手帳) 機能ID:0220231を修正し、0221261を追加</p>
18	<p>【検討課題一覧 No.52】</p> <p>指定都市要件検討分科会で検討している協議案_管理番号:1追-3 について、機能ID:0220395の管理項目「通知発送日」は、機能ID:0220192(通知書出力時は、発行日は任意で設定し、印字できること)、機能ID:0220127(帳票の出力履歴を管理できること)で対応可能であるため、管理項目から削除することを検討する。</p>	<p>ご意見の内容のとおりであると考えため、「通知発送日」を削除いたしました。</p> <p>○対応箇所 機能ID:0220254を修正し、0221264を追加(02.身体障害者手帳) 0220330を修正し、0221268を追加(03.療育手帳) 0220395を修正し、0221270を追加(04.精神障害者保健福祉手帳)</p>
19	<p>【検討課題一覧 No.53】</p> <p>指定都市要件検討分科会で検討している協議案_管理番号:1追-5 について、「進行状態コード」の更新方法として、各日付項目の入力等と連動させる形で「進行状態コード」を自動的に更新させることで、項目間の不整合を抑制し、入力負荷とならないシステム設計としているベンダも存在することから、「進行状態コード」の更新方法に関する機能要件を追加することを検討する。</p>	<p>進行状態コードの更新方法として、各日付項目の入力等と連動させる形で自動的に更新することで、項目間の不整合を抑制し、入力負荷を低減するシステム設計をしているベンダや現行運用している自治体が存在することから、ベンダの実装範囲による自動更新機能を追加いたしました。</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件 02.身体障害者手帳～12.特別児童扶養手当 機能ID:0221262、0221266、0221269、0221271、0221272、0221277、0221286、0221294、0221305、0221317</p>

2. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(10/12)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・3.0版案の概要
20	<p>【検討課題一覧 No.56】 【(別紙2)機能・帳票要件_02.身体障害者手帳.xlsx】の機能ID(新):220258に関する意見。 機能ID(新):220258で「総合等級コード及び統計部位区分コードは、手入力の他に、障害部位毎の等級コードの指数合算により自動設定できること。」と定義されているが、総合等級コード、統計部位区分コードの判断基準は自治体ごとに個別に条件を設けていたりと完全に一致はしていない認識である。</p> <p>※たとえば総合等級の判定において、肢体不自由の複数障害を有する場合に左右それぞれで中間指数を算出した後「上肢、下肢、体幹」で中間指数を算出する自治体と「上肢、下肢、体幹」でのみ中間指数を算出している自治体がある。</p> <p>ここからが本題となりますが、今まで通り自治体ごとに異なる条件での判定を許容するのであればシステムとしても「ベンダの実装範囲の機能」として自治体ごとに異なる条件での判定を許容する仕様としていただきたい。 もし標準化で総合等級コード、統計部位区分コードの判断基準を統一するのであればそれぞれ自動設定する仕様を明示いただきたい。</p>	<p>ご意見の内容を踏まえて、既に対応済の機能の実装も可能となるように、機能ID:220258に「※ 計算過程等の自動設定の方法はベンダの実装範囲で可とする」を追加いたしました。</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(02.身体障害者手帳) 機能ID:0220258を修正し、0221265を追加</p>

2. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(11/12)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・3.0版案の概要
21	<p>【検討課題一覧 No.57】</p> <p>障害者福祉システム標準仕様書機能ID0221255、機能別連携仕様(障害者福祉)第2.1版連携ID0220029 について。</p> <p>当該機能については、高額障害福祉サービス等給付費の支給事務を行うため、介護給付情報等の提供依頼を行うために必要な連携機能であるが、何の情報介護保険システムに提供するのかの記載が機能要件及び機能別連携仕様に示されていないため、「高額福祉連携依頼情報」の中身をお示しいただきたい。</p> <p>また当該機能(ID0221255)はオプション機能ではあるが、要件の考え方に「高額の処理を国保連合会に委託しない自治体は実装必須」とある。一方で本市は国保連合会に委託を行っていないが、本市の現行システムにおいて当該機能に相当する機能を有しておらず、業務に支障も生じていない。要件の考え方はあくまで参考であり、オプション機能として実装しない取り扱いで良いか。</p>	<p>機能ID:0221255の「高額福祉連携依頼情報」の連携項目を記載しました。</p> <p>○対応箇所 機能帳票要件 機能ID:0221274</p> <p>なお、機能ID:0221255がオプション機能である理由は要件の考え方に記載のとおり「高額の処理を国保連合会に委託しない自治体は実装必須」となります。これは、介護保険システムから全対象者の情報を提供することは、障害者福祉システムで使用しないデータを大量に管理することとなり、データ量の観点からも不適切であるため、障害者福祉側から対象者を提供することで適切なデータのみを連携できる機能としております。</p>
22	<p>【検討課題一覧 No.58】</p> <p>障害者福祉システム標準仕様書【第2.1版】(別紙2)機能・帳票要件 機能ID:0221090</p> <p>借受けの支給決定を行った後、補装具費支給対象障害者等が他市町村に転出することにより、借受け期間の途中で当該借受けに係る補装具費の支給を終了することが有り得ますが、当該機能IDの管理項目「借受期間終了日」「借受最終月法定内自己負担額」等は実態に合わせて修正することはせずに支給決定当初の内容を維持するという理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>借受け期間中に転出や死亡により支給を終了する場合には、当該データを修正する。あるいは、新たに借受け期間等を変更した上で決定する。また、備考欄等により変更内容を管理するなど様々な運用が想定されるため、特に規定はしていませんが、終了となった日付と理由を管理できるように、標準オプション機能として「廃止日」と「廃止理由コード」の管理項目を新たに追加しました。</p> <p>○対応箇所 機能帳票要件 機能ID:0221304</p>

2. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(12/12)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・3.0版案の概要
23	<p>【検討課題一覧 No.59】 障害者福祉システム標準仕様書【第2.1版】(別紙2)機能・帳票要件 機能ID:0221090</p> <p>借受けの支給決定を行った後、当該借受け期間中に別の借受けの支給決定を行った場合に、仮にそれぞれの借受けに係る自己負担額の合計が負担上限月額(37,200円)を超過するのであれば後者の借受け期間内で「借受中間法定内自己負担額」等が理論上複数存在し得ると考えられますが、実際の借受けの基準額からそのような事態は実質的に起こり得ないものと思なして良いでしょうか？</p>	<p>借受け期間中に新たに借受けがあった場合でかつ前回借受けの借受最終月以降においては「借受中間法定内自己負担額」、「借受中間公費負担額」が変更となる可能性があるため、標準オプション機能として管理項目に「借受中間変更月」、「借受中間変更法定内自己負担額」、「借受中間変更公費負担額」を標準オプション機能として新たに追加しました。なお、当対応に伴い、帳票の支給決定通知書、支給券、支給決定のお知らせ(事業者向け)の印字仕様も変更しております。</p> <p>○対応箇所 機能帳票要件 機能ID:0221303 帳票詳細要件 帳票ID:0220214、0220215、0220218</p>
24	<p>【検討課題一覧 No.60】 障害者福祉システム標準仕様書【第2.1版】(別紙2)機能・帳票要件 機能ID:0221124、0221126、0221128、0221130</p> <p>福祉行政報告例第18・18の2・18の3・18の4において「種目・型式等の区分」に応じて計上することとなっておりますが、「地方公共団体基幹業務システム_基本データリスト(障害者福祉)【第2.1版】」の「補装具種目マスタ情報」には該当する項目がないため、集計処理を容易にするために「種目・型式等の区分」項目を追加してはいかがでしょうか？</p>	<p>ご意見の内容は福祉行政報告例第18、18の2、18の3、18の4における「補装具の種類」と基本データリストのグループ名称「補装具種目マスタ情報」とを紐づける項目がないため、追加してはどうかとの意見と理解した上で、紐付けするためのコードとして管理項目へ「福祉行政報告例補装具種類コード」を追加させていただきました。</p> <p>○対応箇所 機能帳票要件 機能ID:0221306</p>

3. 正誤表による対応内容(1/3)

No	ご意見・ご質問の内容	正誤対応の概要
1	<p>【検討課題一覧 No.31】</p> <p>機能ID:0220199 「帳票の一括出力時の出力順は任意で指定できること。」とありますが、処理結果を担保するためにはソートキーの設定をシステムとして定める必要があり、ユーザーが任意の項目を自由に指定することは現実的ではありません(保護者と児童など、世帯管理が必要な帳票等があるため)。そのため、当社では事務上必要と想定されるソートを複数パターン準備し、ユーザーが使用時にソートを選択できるように準備しています。</p> <p>ユーザーがソートキーを任意に指定するのではなく、予め定められたソートのパターンをユーザーが指定できることで要件を満たしていると考えて問題ないでしょうか。</p>	<p>ご意見の内容を踏まえて、要件の考え方・理由欄に「出力順は管理場所順、支援措置対象順、郵便番号順、世帯番号順等の複数項目での並び順等を考慮し、ベンダが実装する出力順を指定できることも可とする。」を補記しました。</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(01.障害者福祉共通) 機能ID:0220199 要件の考え方・理由欄へ補足追加</p>
2	<p>【検討課題一覧 No.33】</p> <p>標準仕様書本編P5</p> <p>「独自施策項目の利用を含むパラメタ等の設定により対応可能な事務とは、標準化対象事務とは別の申請を必要とする事務ではなく、現物給付による事務のうち、受給者証や支給券等に上乗せの内容を合わせて印字する必要がある事務について、障害者福祉システム標準仕様書の規定の範囲で対応可能なものをいう。」</p> <p>とありますが、この受給者証は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援受給者証や障害福祉サービス受給者証のことでしょうか。 ・それとも、地方自治体独自の受給者証のことでしょうか。 ・あるいは、両方を指すものでしょうか。 <p>支給券等の定義とそれとの関係も併せて教えてください。</p>	<p>ご意見を踏まえて、本編5頁の記載を正誤対応いたしました。</p> <p>○対応箇所 本編5頁</p> <p>独自施策項目の利用を含むパラメタ等の設定により対応可能な事務とは、標準化対象事務とは別の申請を必要とする事務（例えば、利用者負担額の全額を負担した後、申請により半額を償還払い助成する等のいわゆる横出し事務）ではなく、現物給付による事務のうち、<u>受給者証や支給券等自立支援医療受給者証、障害福祉サービス受給者証、補装具費支給券等（地方自治体独自の受給者証等は含まない）</u>に上乗せの内容を合わせて印字する必要がある事務（例えば、半額となった負担上限月額を受給者証に印字し、半額までの支払いで可とする等のいわゆる上乗せ事務）について、障害者福祉システム標準仕様書の規定の範囲で対応可能なものをいう。☞</p>

3. 正誤表による対応内容(2/3)

No	ご意見・ご質問の内容	正誤対応の概要
3	<p>【検討課題一覧 No.34】 帳票の出力内容における固定文言、編集、自由記載欄の仕様に関して機能ID:0220208,0220211で定めているが、編集に対してパラメータを含めた編集内容を出力する想定との帳票仕様が存在する。上記より、機能ID:0220211での文言の編集設定可能とする内容にはパラメータも含まれる認識で良いか。 例. 05.国制度手当 / 11.所得状況届の提出に関するご案内 ⇒ 固定文言1+編集1の欄に提出期限,提出先(パラメータでの出力想定)の項目が含まれている。 ※提出期限,提出先は基本データリスト上からの取得不可のため、パラメータ等による出力想定。</p> <p>また固定文言にパラメータによる出力内容等が含まれている記載となっているものが存在するが、固定文言にもパラメータによる編集設定が可能との認識で良いか。 例. 12.特別児童扶養手当 / 10 特別児童扶養手当所得状況届の提出について ⇒ 固定文言4に提出期間(パラメータでの出力想定)の出力内容が含まれている。</p>	<p>1点目は、帳票詳細要件におけるシステム印字項目「編集」について、印字編集条件は「文言マスタで、印字有無が「有」となっている場合は、設定された文言を印字すること」が正しく、「印字すべき管理項目、印字有無、前付加文言、後付加文言についてパラメータで複数項目を設定でき、印字有無が「有」となっている項目は印字すること」は削除漏れであるため、当該記載箇所について削除いたしました。</p> <p>○対応箇所 帳票詳細要件 02.身体障害者手帳～12.特別児童扶養手当 システム印字項目が「編集」となっている各帳票 具体的な対応箇所は、「障害者福祉システム標準仕様書【第2.1版】正誤表」を参照ください。</p> <p>2点目は、ご意見の内容のとおり、「10.特別児童扶養手当所得状況届の提出について」の通番15 提出期間(開始月日)、通番16 提出期間(終了月日)の削除漏れであるため、当該記載箇所について削除いたしました。</p> <p>○対応箇所 帳票詳細要件(12.特別児童扶養手当) 「10.特別児童扶養手当所得状況届の提出について」の通番15、16</p>
4	<p>【検討課題一覧 No.48】 【022_障害者福祉_基本データリスト【第2.1版】.xlsx】のデータ項目ID:022-03628「転入フラグ」に関する質問。 申請事由コード(コードID:006)の値が決まれば申請事由コードで転入か否かを判断できる認識であり不要な項目と考えている。 申請事由コードで満たせない用途があるのであれば転入フラグの用途を明記いただきたい。(他グループには存在しない項目であるため精神手帳業務の独自性によるものなのかも明記いただきたい)</p>	<p>ご意見を踏まえ、「転入フラグは、機能ID:0220392 ※1「転入による申請を除き」の判断で利用する項目であり、申請事由コードで識別できない場合に利用する」の補足説明を追加いたしました。</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(04.精神障害者保健福祉手帳) 機能ID:0220371 要件の考え方・理由欄へ補足追加</p>

3. 正誤表による対応内容(3/3)

No	ご意見・ご質問の内容	正誤対応の概要
5	<p>【検討課題一覧 No.54】 指定都市要件検討分科会で検討している協議案_管理番号:47 について、手帳番号の自動付番を行うのは自庁で交付する手帳に対してであり他自治体で交付された手帳は手入力であることを要件の考え方・理由欄に補記する。</p>	<p>「手帳番号の自動付番は自庁で交付する手帳に対してであり、他自治体で交付された手帳の手帳番号は手入力となる」の補足説明を追加いたしました。</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(02.身体障害者手帳、03.療育手帳、04.精神障害者保健福祉手帳) 機能ID:0220262、0220334、0220399 要件の考え方・理由欄へ補足追加</p>
6	<p>【検討課題一覧 No.62】 指定都市において、行政区のみではなく「支所」としても「区別」して管理できるようにしてほしい。</p>	<p>指定都市における支所の管理を明確化するため、要件の考え方理由欄に記載している「指定都市における管理区役所」を「指定都市における管理区役所・支所」に修正いたしました。</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(01.障害者福祉共通) 機能ID:0220217 要件の考え方・理由欄へ補足追加</p>